

元気の出る情報・交流誌

手をつなぐ

特集

いま考える、
入所施設のこと

今月の問題 | 障害児入所施設の今後の在り方について

ひびき | 池口武志(一般社団法人定年後研究所 所長)

2025

12月

No.838



CONTENTS

手をつなぐ

2025.12 [No.838]



表紙絵「ぐんぐん」

■山川 徹(やまかわ・とおる)

43歳

■兵庫県尼崎市

社会福祉法人福成会 清流園

■作者からのひとこと

絵画をするときは迷いなく絵の具の色を選び、力強く筆で描きます。きれいな色を何色も合わせた絵を描くことが得意です。

できないんじゃない やらせていないだけ ~親が変われば子は必ず変わる~ [第3回]
迷いを断ち切る、本物の療育 (1) 石村和徳

02 わたしたちも言いたい

私のゆめ 有岡みゆき

05 視点いろいろ 気持ちいろいろ みんな、まる。[第3回]

その行動って… 津島つしま

07 特集

いま考える、入所施設のこと

制度と暮らしの現在地

08 いま問われる、「入所施設」のあり方 又村あおい

12 1日の流れと部屋の様子の今昔 古川慎治

わたしの「入所施設考」

入所の決断と、それからの親子の歩み

14 次男入所のあとさき 菊間英子

15 「人生に無駄はひとつもない」その言葉を信じて 橋本美智子

地域へ移行したわたしたち

16 退所を余儀なくされた人たちの受け入れにより安心した生活を 横倉裕子

17 施設入所型支援から生活共同支援に移行して 富樫則子

支える日々の中で見えてくるもの 一入所施設で働くスタッフの思い—

18 笑顔と共に、より豊かな暮らしを目指して 障がい者支援施設あさかすなろ荘 支援員

19 「その人」に寄り添い、ともに歩む支援 藤村周平

・とぶき育成園と共に、そしてこれからも 小室哲哉

いま問われる、入所施設のあり方

20 地域生活への移行確認を相談支援はどう受け止めるべきか 塩田友紀

22 韓国の入所施設の事例 崔 栄繁

24 これからの入所施設のあり方について 橋口幸雄

26 「誰とどこで暮らしたいか」を本人が選べる社会へ 佐々木桃子

29 今月のオススメ

30 ひびき

キャリアは直線ではなく、“大きな絵柄” 池口武志

33 こつこつ進めば大丈夫。~思いが届くコミュニケーション~ [第6回]

重度・重複障害に関する研究者の立場で 認定NPO法人こつこつ

34 今月の問題

障害児入所施設の今後の在り方について

38 けんりって何?

「がん検診 わかりやすい版」を公開～検診を受けるべき人が受けられるように～ 羽山慎亮

40 くらしを支える福祉の制度 [第58回]

成年後見制度について その4～制度改正の方向2～ 又村あおい

42 中央の動き

障害者支援施設の在り方に係る検討会の取りまとめが公表されました

45 ニュースのじかん

ちいきのいいもの [第53回]

滋賀の丁字麩 「おふらすく」 工房しゅしゅ

私のゆめ

奈良県

有岡みゆき

私は彼氏がいます。

名前はMさんです。

同じ職場で知り合いました。

とてもやさしくて休みの日は、

たまにデートをしています。

仕事もまじめしてくれて、すごく頼りにしています。

たまにプリンセスプリンセスの「M」をきいています。



本当に彼氏のことだなあ、と思つています。

しょうらいは、一緒に結婚して

一緒に住もうと言つてくれました。

今度はぜつたいに彼氏についていきたいと思つています。

私の今の彼氏はすごく、しつかりしています。

たまに手作りの玉子焼きを食べさせてもらつています。

とてもおいしいです。

二人で助けあつていきたいと思つています。

二人で頑張りたいと思ひます。



「わたしたちも言いたい」ではみなさまからのお便りを募集しています（宛先は48ページ）。
生活のこと、仕事のこと、暮らしのことなどふだん感じていることを書いてお送りください。

いま考える 入所施設のこと



長期にわたって利用する人が多い入所施設。暮らしの質や地域との繋がり、
そこで働く人々の思いなど、いま見つめ直すべき課題とともに、多様な実践も生まれています。

今回は、施設での生活や支援のあり方、家族や支援者の声を通して、

「入所施設ってどんなところ？」という素朴な疑問にも丁寧に答えながら、

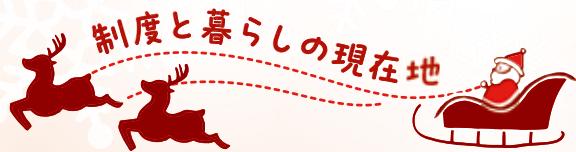
制度だけでは語りきれない日常のリアルに迫ります。

“入所”について、いま一度考えてみませんか？

イラストレーション 高村あゆみ

いま問われる「入所施設」のあり方

全国手をつなぐ育成会連合会 常務理事 又村あおい



今月号の特集テーマは、障害者支援施設（入所施設）です。

「手をつなぐ」をご愛読のみなさんは、知的・発達障害のある人や子ども（以下、知的障害者）の家族や支援者が多いと思います。みなさんにとって「入所施設」とはどのような存在でしょうか。

障害者権利条約における 入所施設の位置づけ

現在、入所施設へ向けられる目線は、とりわけ国際的にみると厳しいものがあります。わが国も批准（仲間入り）している国連の障害者権利条約（以下、権利条約）では、入所施設を含む障害者の住まいに関して、次のとおり定めています。

【権利条約の規定（該当部分）】
第19条
・自立した生活及び地域社会への包容

- ・全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有する
- ・他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有する
- ・特定の生活施設で生活する義務を負わない

※政府公定訳を筆者が文意を損ねない程度に調整

強いてはならない、ということです。もちろん逆もしかりで、本人が希望するのであれば、入所施設やグループホームで暮らす権利はあると考えるのが自然です。ただ、入所施設に関しては、実態として本人が選んで住まいとしたケースは少なく、自宅やグループホームで暮らすことができなくなつて入所施設を利用するケースが大半です。国連からは、この部分が特に問題視されているといえるでしょう。

このように、権利条約においては地域で生活することは権利であり、国はどこで誰と暮らすのかを選択する機会を確保し、特定の生活施設で生活する義務を負わせてはならないと定められています。ここでいう「特定の生活施設」が入所施設であり、最近ではグループホームも含まれるとされています。言い方を変えれば、重度知的障害者であることを理由に入所施設やグループホームでの生活を出されました。

こうした観点から、国連では令和4（2022）年に「緊急時を含む脱施設化に関するガイドライン」という、入所施設を廃止するための脱施設化戦略、行動計画の策定を求める指針を公表しています。そして、同年に行われた、権利条約の内容が着実に進展しているか国連がチェックする審査（対日審査）の総括所見では、さらに踏み込んだ「強い要請」が